

2017北海道ブロック女性会議報告

11月12日(土)、TKPガーデンシティ札幌駅前において、2017北海道ブロック女性会議が開催されました。この会議は連合本部の主催で、春季生活闘争における男女平等課題、男女平等参画の進捗状況などについての学習と意見交換を目的に開催されています。今回は連合本部から3名、連合北海道男女平等局・女性委員会から9名、その他、全道各地から10産別4地区18名が参加しました。



冒頭、連合北海道女性委員会の山田悦子委員長から、「待機児童の解消、休日を増やす取り組みなど、課題を共有して解決していくことが重要。この機会に産別単組の好事例を交流したい」と挨拶しました。

本部からの提起では、まず、総合男女平等局の佐藤太郎部員から、「男女平等政策に関連する法改正動向」について説明がありました。2016年3月に成立した「改正育児・介護休業法」では、子の看護休暇の取得単位、非正規労働者の育休取得要件、育休の対象となる子の範囲、介護休業の分割取得、介護休暇の取得単位などが改正されます。介護休業(93日)はこれまで原則1回に限り93日まで取得可能でしたが、「介護の始期、終期、その間の期間にそれぞれ対応する」という観点から、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割取得が可能になりました。2017年1月1日の施行日に向けて、組合では法を上回る労働協約を結ぶなど、取り組みを行うことが重要です。また、法改正の時に「仕事と不妊治療の両立」が附帯決議として盛り込まれたことから、今後交渉課題とすべきということも提起されました。



続いて菅村裕子部長から、春闘課題と連合第4次男女平等参画推進計画の進捗状況が提起されました。連合の男女平等参画に関して、連合組合員の約3割は女性ですが、構成組織の女性役員は11.88%、地区連合会では8.8%にとどまっています。女性役員ゼロの組織は減っているものの、女性組織をもたない産別も増えていることなどが課題です。また、議会や政策に一定の変化をもたらすために必要な女性議員の数は3割程度とされており、これを超えると量的変化が質的变化に転じること、「そのためにも3割の女性参画が必要であると説明がありました。

連合北海道からの提起は齊藤勉連合北海道副事務局長から、男女平等課題の実現についてチェックシートを活用して学習すること、女性参画に関しては組織の方針に掲げてとりくむことが重要であると訴えました。



休憩をはさんで、産別や地協(地区連合)の意見交流を行いました。自治労からは、職場では制度上の男女差別はないが管理職の登用は女性が少ないこと、JR総連からは、組合員の女性比率は低いが分会や青年部での女性役員は増えていることや春闘で「女性組合員アンケート」を行っていることが報告されました。網走地協の青年女性委員会では、集会の内容が若手対象となりがちだが女性の問題にも取り組んでいきたいという報告でした。その他、全労金での臨時職員の雇用の安定を要求するとりくみや、女性役員の担い手を育てるためにも職場のバックアップなど役員のおかれている状況も調べる必要があることなど、さまざまな観点からの意見交流が行われました。

最後に、連合本部の山本和代副事務局長から、「女性活躍を阻むものはワークライフバランスと逆行した働き方である。女性が働きやすい職場はだれもが働きやすい職場。男性社会は異文化を受け入れようとしないが、あえて異文化を入れようとしているのが連合である」とまとめがあり、今後も男女平等参画社会をめざして取り組みをすすめることを確認し合い、会議は終了しました。

